

福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択を支援する福祉サービス第三者評価事業を円滑に実施するため、「福祉サービス第三者評価推進委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会においては、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 評価機関の認証及び認証の取り消しに関すること。
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取り扱いに関すること。
- (4) 評価調査者の研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する啓発及び受審促進に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる7人以内の委員で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（テレビ会議等を含む。以下同じ。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
ただし、委員が事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できない場合で、委員長に委任状の提出があったときには、出席とみなす。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会に、評価調査者の養成研修、追加・フォローアップ研修受講及び修了審査並びに評価機関の認証審査に関する事項等を検討するための「認証部会」（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表2に掲げる委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置く。

- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(書面による審議)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、期限を指定し書面で委員の意見等を聴くことにより、委員会の調査審議に代えることができる。

- 2 前項の期限内に委員の過半数から返信があった場合は、会議が開催されたものとみなし、返信があった委員を出席者とみなす。

(謝金)

第8条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したとき（前条第2項の規定により出席者とみなされる場合を含む。）は、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 委員長が必要と認め、会議に委員以外の者の出席を求めた場合、その者が求めに応じ会議に出席したときは、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員が委員会又は部会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 委員長が必要と認め、会議に委員以外の者の出席を求めた場合、その者が求めに応じ会議に出席したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉局社会福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月14日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部社会福祉局長が招集する。

別表1（第3条関係）

氏名	職名・団体名等	備考
足立正樹	神戸大学名誉教授	
加藤曜子	流通科学大学名誉教授	
岡田進一	大阪市立大学大学院教授（生活科学研究科）	
上田晴男	一般社団法人支援の思想研究会理事長	
豊山大和	元福山平成大学教授	
大門美智子	一般社団法人兵庫県医師会理事	
西口久代	公益社団法人兵庫県看護協会専務理事	

別表2（第6条関係）

「認証部会」

氏名	職名・団体名等	備考
岡田進一	大阪市立大学大学院教授（生活科学研究科）	
加藤曜子	流通科学大学名誉教授	
豊山大和	元福山平成大学教授	
西口久代	公益社団法人兵庫県看護協会専務理事	

謝金（第 8 条関係）

「福祉サービス第三者評価推進委員会」設置要綱第 8 条に基づき、委員等の謝金を以下のとおり定めるものとする。

記

1 謝金の額（日額）

委員長 15,500円

部会長 15,500円

委員 12,500円

2 理由

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年条例第 24 号）第 2 条に定める報酬の額を準用するものとする。

委員は、社会福祉法の規定に基づき設置される「地方社会福祉審議会」委員と同等の見識をもって、福祉サービスの第三者評価事業の推進について協議するものであり、所掌事務についても同程度の職務であるため。